第31回下妻市コロナウイルス感染症対策本部会議 (令和3年2月22日書面協議)

本市の対応について

2月22日に県知事の記者会見があり、「茨城版コロナNext(Ver.3)」の指標がStage3からStage2に緩和され、茨城県内に発令していた県独自の緊急事態宣言が2月23日(火)から全面解除されることとなった。

また、2月15日~21日の感染状況をみると、本市は、「感染拡大市町村」の基準を超えているが、今回の宣言解除では「感染拡大市町村」の指定は行われないこととなった。

これを受けて、本市の対応についても県の対策緩和に沿ったかたちで、 以下のとおり変更する。

なお、引き続き市民への感染防止対策の徹底(マスク、手洗い、3密を避ける等)を図る。

- (1) 各部署のイベント、事業等について
 - ○人数制限や感染防止対策を徹底したうえで、実施の判断は担当部 署内で検討する
- (2)公共施設等について
 - ○2月16日より順次開放済み
 - ○閉鎖継続、利用制限等については、所管部署内で検討する
- (3)飲食店の営業時間短縮について
 - ○茨城県の対応に基づき解除する
- (4) 広報について
 - ○ホームページ等を適宜活用し、感染防止対策を周知する
- (5) 部活動の制限について
 - ○茨城県の対応に基づき解除する
- ※上記決定事項については、感染状況や国・県の動向等により変更となる場合がある。